

## ●日本学生フライヤー連盟規約●

### 目次

(名称)	3
【第1条】	3
(目的)	3
【第2条】	3
(設立日)	3
【第3条】	3
(所在地)	3
【第4条】	3
(組織)	3
【第5条】	3
(会員)	4
【第6条】	4
【第7条】	4
(事業内容)	4
【第8条】	4
(役員)	5
【第9条】	5
(役員を選出)	5
【第10条】	5
(任期)	5
【第11条】	5

日本学生フライヤー連盟規約

文責：2026年度日本学生フライヤー連盟理事長 浅田拓郎

(職務) .....	6
【第12条】 .....	6
(会議) .....	6
【第13条】 .....	6
(総会) .....	7
【第14条】 .....	7
(理事会) .....	7
【第15条】 .....	7
(決議) .....	7
【第16条】 .....	7
(経費) .....	7
【第17条】 .....	7
(会計年度) .....	8
【第18条】 .....	8
(催事) .....	8
【第19条】 .....	8
【第20条】 .....	8
【第21条】 .....	8
【第22条】 .....	8
【第23条】 .....	9
(その他) .....	9
【第24条】 .....	9
(附則) .....	9

(名称)

**【第1条】**

本連盟は日本学生フライヤー連盟と称する。

英語名は「Japan Student Flyer Federation」とする。

略称は「日本学連」「学連」「JSFF」のいずれかを用いる。

(目的)

**【第2条】**

本連盟は、学生のスカイスポーツの振興を図ることによって、学生間のネットワークの拡大及び交流、技術と安全性の向上、大会・合宿参加者の増加、さらには学生フライヤーの増加によるスカイスポーツ界全体の発展、活性化を目的とするものである。

ここで「スカイスポーツ」とは、「ハンググライダー」および「パラグライダー」を指す。

(設立日)

**【第3条】**

本連盟の設立日を以下のとおりとする。

1996年4月1日

(所在地)

**【第4条】**

本連盟の所在地は理事長の住所地とし、各地方連盟の所在地は当該地方連盟理事の住所地とする。

(組織)

**【第5条】**

本連盟の会員は、原則として次に挙げる各地方連盟に所属するサークルの構成員とする。

[1] 東北支部（弘前大学、山形大学）

[2] 関東支部（足尾エリア、板敷エリア、明治大学）

[3] 関西支部（霊石エリア、荒神エリア、近畿大学、鳥取大学）

[4] 北陸支部（金沢大学、福井県立大学）

[5] 中国支部（山口大学）

なお、九州支部は所属サークルが消滅したため、2024年度末をもって廃止とする。

第6条に定める会員資格を有するが、所属可能なサークルがないものに関しては、居住地を管轄する地方連盟に個人会員として加盟することとする。

北海道に在住の者から加盟の希望があった場合は東北支部が、四国・九州地方に在住の者から加盟の希望があった場合は、中国支部がこれを請け負うものとする。

（会 員）

**【第6条】**

本連盟に加盟するには、以下のア、イのいずれかを満たす必要がある。

（ア）加盟時に19～22歳であること。

（イ）加盟時に大学、大学院、もしくはそれらに相当する学校（大学校、専門学校等）に在籍していること。なお、5年制高等専門学校の生徒は、4年生以上で加盟を認める。

**【第7条】**

本連盟への加盟を認められた者は、各地方理事による集計の上で、名簿に記載される。名簿は5月末日に理事会で公示され、その時点での加盟数に合わせて予算を補正する。

これ以降も、会員の増減があった場合は地方理事を経由して速やかに報告し、名簿を修正することとする。

（事業内容）

**【第8条】**

本連盟は第2条の目的を達成する為に、次の活動を行う。

- [1] スカイスポーツに関する催事、大会の実施及び運営。
- [2] スカイスポーツの安全に関する指導、啓蒙。
- [3] スカイスポーツの振興のため、各関連機関への協力要請、及び指示に基づいた情報交換。
- [4] 各地方連盟間のネットワークの構築。

- [5] その他、本連盟の目的の遂行に必要な事業。

(役員)

**【第9条】**

本連盟に原則として次の役員を置く。

- [1] 理事長 1人
- [2] 副理事長 3人
- [3] 会計 1人
- [4] 名簿係 1人
- [5] HP 管理係 1人
- [6] ハンググライディング学生リーグ審議委員 少なくとも 1人
- [7] パラグライディング学生リーグ審議委員 少なくとも 1人
- [8] 地方連盟理事 各地方 1人 (計 5人)

また、相談役として学連アドバイザーを任意に設置することができる。

(役員を選出)

**【第10条】**

役員は総会において前任者の指名により選出する。総会後に役員の変更等がなされた場合は速やかに役員全体に告知する。

(任期)

**【第11条】**

- [1] 役員任期は、4/1～3/31の1年間とする。ただし、役員任期途中において役員の変更があった場合は、任期は前任者の残任期間とする。
- [2] 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が適切に職務を遂行できるよう、サポートしなければならない。

(職務)

【第12条】

各役員の職務は、以下のとおりとする。

- [1] 理事長は本連盟を代表し会議の議長となり、会務を統括する。理事会を組織し、催事や規約等の承認を行う。本連盟の代表として、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下 JHF）事務局、各都道府県連盟及びNPO 法人日本パラグライダー協会（以下 JPA）と連携を行う。
- [2] 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。理事長、会計と共に理事会を構成し、催事や規約等の承認を行う。また、副理事長はそれぞれ学生リーグ事務局と地方連盟を統括し、各種問い合わせに対応する。
- [3] 会計は、会費の徴収および補助金制度の運用を行う。また、学連が公認・後援する催事の予算および決算を確認し、承認を行う。
- [4] 名簿係は、本連盟に加盟している学生の名簿を作成し、適宜修正を行う。
- [5] HP 管理係は本連盟のホームページの管理および本連盟に関する競技結果を整理する。
- [6] ハンググライディング学生リーグ審議委員は、ハンググライディングに関する大会について、競技規定と結果を管理し、また競技が公正・公平に実施されるよう、監査を行う。これ以外にも、ハンググライディングの振興に向け、フライトコンテスト等を実施する。
- [7] パラグライディング学生リーグ審議委員は、パラグライディングに関する大会について、競技規定と結果を管理し、また競技が公正・公平に実施されるよう、監査を行う。これ以外にも、パラグライディングの振興に向け、フライトコンテスト等を実施する。
- [8] 地方連盟理事は、本連盟の理事会と構成員との橋渡しを担う。すなわち、理事会での決定事項を構成員へ周知し、構成員からの意見や要望を理事会に諮る。また、地方連盟内での催事の企画・運営を行う。

(会議)

【第13条】

本連盟の会議は、対面あるいはオンラインを利用したビデオ通話やチャットにて行う。

対面の場合はいずれかの役員が議事録を書くこととする。ビデオ通話の場合は、原則として録画を行う。この場合は、議事録はビデオ通話プラットフォームが提供する AI 機能を用いてもよいが、現状精度に不安があるため、当面の間は議事録係を設けることが望ましい。

(総会)

【第14条】

毎年度3月に総会を、9月に中間会議を開く。また、理事長あるいは副理事長が必要と認めた場合、臨時会議を開くことができる。3月の総会に付議する議事は次のとおりとする。

- [1] 当該年度の活動報告及び反省に関する事。
- [2] 予算および決算に関する事。
- [3] 規約の改廃に関する事。
- [4] 大会、合宿及びリーグ戦の計画に関する事。
- [5] 役員を選出及び引継ぎと承認に関する事。
- [6] その他の重要事項。

(理事会)

【第15条】

理事会は、理事長と副理事長、会計によって構成される。議題に応じて、担当する役員や関係者をアドバイザーとして呼ぶことができる。

(決議)

【第16条】

総会における議題については、全役員の過半数かつ理事会の全員の賛成をもって可決とする。これを満たさない場合は、否決あるいは継続審議とする。

理事会に提出された議題については、理事会の全会一致をもってこれを理事会の決議とする。

決定事項については、地方連盟理事を通じて即座に全会員へ通知しなければならない。

(経費)

【第17条】

本連盟の経費は、本学連加盟費およびJHFより受け取る補助金を以てこれに充てる。

学連加盟費は年間2,000円とし、加盟時に所属する地区の地方理事を経由して本連盟の口座に振り込む。なお、年度途中の加盟でも同額とする。また、年度途中で脱退する場合でも、返金は行わない。

本連盟に加盟したものは、本連盟が運用する各種補助金を活用する権利が得られる。

各種補助金の詳細および運用方法は総会にて決定される。

(会計年度)

**【第 18 条】**

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

予算は総会で決議され、5月末の名簿公示の後すみやかに補正予算を定める。

旧年度の会計は、会計の締日から2か月以内に学連およびJHFに報告される。

(催事)

**【第 19 条】**

本連盟に関する催事は公認大会と後援イベントに分類される。

公認大会とは学連が定めた競技規定にのっとり地方支部が主催する大会のうち、学連が公認を与えたものをいう。

後援イベントとは主催者の申請を受け、学連において一定の審査を経て後援を与えたものをいう。

**【第 20 条】**

催事の公認および後援は、理事長、副理事長、会計、担当する審議委員の全員の承認をもって与えられる。

**【第 21 条】**

本連盟の公認あるいは後援を受けた催事へ参加するには、本連盟への加盟を義務とする。

また、本連盟の加盟者以外を対象に含める催事に対しては、公認あるいは後援を与えない。

ただし、第6条の加盟資格を持たない者（OB等）の参加については、この限りではない。

**【第 22 条】**

本連盟の公認あるいは後援を受けた催事は、運営資金の補助として本連盟が運用する補助金を活用することができる。ただし、これはあくまで補助であるので、補助金に依存しない予算を立てることを要求する。

**【第 23 条】**

競技規則は、当該年度の最初の大会までに各リーグ事務局にて作成し、理事会の承認をもって有効とする。競技規則の年度内での変更は原則として認めないが、緊急を要する問題がある場合は理事会の承認により認める。

(その他)

**【第 24 条】**

この規約に定めのない事項は、理事長がオンライン会議等を議論の場とし役員に諮って定める。

\* 日本学生フライヤー連盟ホームページ : <https://jsff.org/>

\* 日本学生フライヤー連盟アドレス : [jsff.org@gmail.com](mailto:jsff.org@gmail.com)

\* 日本学生フライヤー連盟会計アドレス (補助金等について) : [jsff.toiawase@gmail.com](mailto:jsff.toiawase@gmail.com)

(附 則)

この規約は、令和 8 年 5 月 1 日より施行する。

(改正)

平成 26 年 7 月 20 日

平成 28 年 3 月 12 日

平成 29 年 3 月 4 日

平成 30 年 3 月 3 日

平成 31 年 3 月 26 日

令和 2 年 5 月 15 日

令和 8 年 4 月 21 日